

川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る
条例環境影響評価準備書等に関する公聴会

会 議 録

令和6年8月31日

川 崎 市

川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る
条例環境影響評価準備書等に関する公聴会

◎ 日 時

令和6年8月31日（土）午前10時00分～午前11時55分

◎ 場 所

川崎市役所 本庁舎2階ホール

◎ 指定開発行為の名称

川崎新！アリーナシティ・プロジェクト

◎ 意見を聴こうとする事項

騒音・振動・低周波音、地域交通

◎公述人名簿（敬称略）

- ・公述人 A

◎指定開発行為者名簿（敬称略）

- ・指定開発行為者 B（株式会社ディー・エヌ・エー）
- ・指定開発行為者 C（同 社）
- ・指定開発行為者 D（京浜急行電鉄株式会社）
- ・指定開発行為者 E（同 社）
- ・指定開発行為者 F（株式会社ポリテック・エイディディ）
- ・指定開発行為者 G（同 社）
- ・指定開発行為者 H（同 社）

◎傍聴人

3 名

開 会

○議長補佐 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づき、「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」に係る条例環境影響評価準備書等に関する公聴会を開催いたします。

私は、川崎市環境局環境対策部環境評価課長の鈴木と申します。

本日の公聴会の議長は、環境局環境対策部長の藤田が担当いたします。

また、議長補佐を、私が務めさせていただきます。

それでは、議長、よろしくお願いいたします。

○議長 おはようございます。本日の議長を務めます環境局環境対策部長、藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

まず初めに、条例公聴会の概要について御説明いたします。お配りした資料の2ページの下段「6 条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（条例公聴会）とは」を御覧ください。

条例公聴会は、「川崎市環境影響評価に関する条例」第23条に基づき、川崎市が関係住民及び指定開発行為者から、環境影響評価項目について、環境の保全の見地から意見を聴くために開催するものでございます。公述人の方と指定開発行為者の意見交換や質疑応答の場ではございませんので、御注意ください。

「市長が意見を聴こうとする事項」に関する公述内容は、市が条例公聴会の記録として作成し、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するために設置されております川崎市環境影響評価審議会に提出いたします。

記録の作成については、本日の終了時にも改めて御説明いたしますが、会議録の案を川崎市が作成し、公述人に送付して、確認と修正を経て確定いたします。記録作成のために、本日は速記者がおりますので、御了承ください。会議録の内容確認が取れましたら、後日ホームページで公開いたします。

審議会では、既に縦覧いたしました条例準備書、条例見解書や本日の条例公聴会の記録等を基に審議を行い、その結果を基に、市長の見解を示した「条例環境影響評価審査書」を作成し、これを公告いたします。

指定開発行為者はこの「審査書」の指摘事項を踏まえて条例環境影響評価書を作成し、市は、これを公告・縦覧することとなっております。

次に、本日の条例公聴会について御説明いたします。

「市長が意見を聴こうとする事項」は、公聴会の開催公告でお示ししたとおり「騒音・振動・低周波音」及び「地域交通」でございます。公述人及び指定開発行為者には、今申し上げた2項目について発言していただきます。

公述人及び指定開発行為者におかれましては、配布している公聴会資料の1ページ目、3に記載している「公述人、指定開発行為者の遵守事項」を守っていただくようお願いいたします。公述が定められた時間を超えたり、「市長が意見を聴こうとする事項」の範囲を超えた場合は、公聴会の記録としない場合がございます。

また、傍聴人の方々には、公聴会資料 1 ページ目、4 に記載している「傍聴人の遵守事項」を守っていただくようお願いいたします。これらの事項を遵守していただけない場合、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第27条に基づき、退場していただく場合がございます。円滑に条例公聴会が進められますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、本日の条例公聴会の運営につきまして、議長補佐から御説明させていただきます。

公聴会の運営方法の説明

○議長補佐 それでは、本日の条例公聴会の運営方法について御説明いたします。お手元の配付資料を御覧ください。指定開発行為者からは、既に縦覧いたしました条例準備書等のうち、「騒音・振動・低周波音」及び「地域交通」に係る事項の概要を説明していただきます。

公述人の方には、「騒音・振動・低周波音」及び「地域交通」について、条例準備書等に対する意見を述べていただきます。公述いただいた内容は会議録に取りまとめて、川崎市環境影響評価審議会に提出いたします。市は、審議会での審議結果を基に、環境影響評価審査書を作成し公表することになっております。

次に、公述の方法について、配付資料 1 ページ目の 1 番の特に（４）を御覧いただきたいと思います。

初めに指定開発行為者の方に、次に公述人の方の順番で、公述の機会を 3 回設けております。

まず、第 1 次公述につきまして、初めに指定開発行為者の方から 10 分以内で、今回の「意見を聴こうとする事項」の環境影響評価につきまして御説明していただきます。終わりましたら公述人の方の公述準備としまして 10 分間の時間を取ります。

次に公述人の方から 10 分以内で、個別的、具体的に「意見を聴こうとする事項」について、御意見を述べていただきます。

その後、指定開発行為者の見解準備といたしまして、30 分間の時間を取ります。第 2 次公述では、指定開発行為者の方から、公述人の方の御意見に対して、10 分以内で適切かつ明瞭に見解を述べていただきます。

指定開発行為者の公述終了後に、公述人の第 2 次公述準備としまして 10 分間の時間を取ります。

続いて、公述人の方から 5 分以内で、指定開発行為者の見解に対して御意見を述べていただきます。

その後、指定開発行為者の見解準備としまして、また 10 分間の時間を取ります。

第 3 次公述では、指定開発行為者の方から、公述人の方の第 2 次公述の御意見に対して、5 分以内で適切かつ明瞭に見解を述べていただきます。

この指定開発行為者の公述終了後に公述人の公述準備としまして、また、10 分間の時間を取ります。

続きまして、公述人の方から、5 分以内で指定開発行為者の第 2 次公述に対する見解に対しての御意見を述べていただきます。公述は、この公述で最後となりますので、こ

の後に指定開発行為者からの見解はございませんので、それを踏まえて公述をしていただきますようお願いいたします。

なお、公述人の方から第2次公述又は第3次公述は、省略する申出があった場合には実施いたしません。

また、全ての公述が終了する時間は正午頃を見込んでおります。

配付資料1ページ目の3の「公述人、指定開発行為者の遵守事項」に規定しておりますとおり、定められた時間内で公述を行ってください。

時間のカウントは、公述が開始されたときから始まります。所定の時間前の2分前にベルを1回鳴らします。1分前に2回、終了時には3回鳴ります。ですので、それまでに公述を終了していただき、途中でであっても時間になったら終了していただきます。

公述人の方は「市長が意見を聴こうとする事項」について公述を行ってください。公述人の公述は、「市長が意見を聴こうとする事項」の範囲を超えることはできません。

また、条例公聴会は質疑応答や意見交換の場ではなく、意見を聴く場ですので、公述人の方は、質問ではなくて、意見を述べていただくようお願いいたします。

公 述 人 の 紹 介

○議長補佐　それでは、次に、公述人の方を御紹介させていただきます。A様。以上、1名の方となります。

続きまして、指定開発行為者の方の出席者を御紹介いたします。

株式会社ディー・エヌ・エー　B様、C様。

続きまして、京浜急行電鉄株式会社　D様、E様。

続きまして、株式会社ポリテック・エイディディ　F様、G様、H様。

以上の方々です。よろしくお願いいたします。

第 1 次 公 述

○議長　それでは、ただいまから第1次公述を始めさせていただきます。

指定開発行為者の方、「騒音・振動・低周波音」及び「地域交通」の環境影響評価に係る事項の概要を10分以内で御説明をお願いいたします。

○指定開発行為者G　本事業の環境影響評価を担当しました、ポリテック・エイディディのGと申します。よろしくお願いいたします。

本事業に対して意見を述べたい事項として、「騒音・振動・低周波音」と「地域交通」を申出いただいておりますので、そのうち御意見の内容を踏まえて、供用時の冷暖房施設等の設置による騒音と供用時の歩行者の往来による交通安全、交通混雑の環境影響評価の内容について、御説明いたします。

初めに、供用時の冷暖房施設等の設置による騒音についてです。供用時の冷暖房施設等の設置による騒音の予測結果です。騒音レベルが最も高くなると予測される地点は、赤丸で示した敷地境界上の地点です。騒音レベルの最大値は、午前8時から午後11時で56.2dB、午後11時から午前8時で50.0dBであり、環境保全目標を下回ると予測します。

供用時の環境保全のための措置は、御覧のとおりです。冷暖房施設等の防音対策として、目隠しパネル等の防音壁の設置、又は機器側の防音対策を検討するなどの措置を講じることにより、影響の低減に努めます。

続いて、供用時の歩行者の往来による交通安全、交通混雑についてです。

これは、供用時の歩行者動線計画図です。歩行者動線は、京急川崎駅からアリーナ敷地の計画建築物3階まで接続する歩行者デッキを経由する動線を主に使用する計画ですが、隣接再開発事業が竣工するまでの期間は、計画建築物の1階から出入りする動線を計画しています。

隣接再開発事業が竣工するまでの期間の京急川崎駅又は川崎駅までの動線は、御覧のルートを想定しています。

歩道のサービス水準の予測結果です。予測地点は、歩行者の主な歩行経路上とし、メインアリーナにおける興行の終了後をピーク時間として予測しました。一部の地点が歩道のサービス水準B、やや制約であるため、交通整理員などを配置して適切な誘導を行い、安全を確保します。その他の地点は、歩道のサービス水準A、自由歩行が確保されると予測します。

隣接再開発事業の竣工後の京急川崎駅又は川崎駅までの動線は、御覧のルートを想定しています。

歩道のサービス水準の予測結果です。予測地点は、歩行者の主な歩行経路上とし、隣接再開発事業竣工前と同様に、メインアリーナにおける興行の終了後をピーク時間として予測しています。全ての予測地点で歩道のサービス水準A、自由歩行が確保されると予測します。

供用時の環境保全のための措置は御覧のとおりです。

アリーナ敷地内に歩行者デッキと連続した広場を整備することで、歩行者の滞留空間を確保するなどの措置を講じることにより、影響の低減に努めます。

以上で説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。この後、10分間の公述人の公述準備の時間を取ります。公述人の方は、公述の準備をお願いいたします。

再開は10時26分からいたしますので、お手洗いにいかれる方はその間にお願いいたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時26分

○議長 ただいまから再開いたします。

次に、公述人の方の公述に移りたいと思います。公述後10分以内でお願いいたします。

それでは、A様、お願いいたします。

○公述人A 本日は、このような場をいただきまして誠にありがとうございます。先日公述人として意見を述べさせていただきたい旨、メールをさせていただきまして、このような場をいただきまして非常にありがたく思っております。

私、今現在駅前本町に居住をしております、私以外にも、駅前本町にはマンション

が何棟か建設されておりまして、住民が住んでいるという状況があります。駅前本町は川崎駅前でありながら人の通りも少なく、現在は比較的安全な生活圏であると私は考えております。

今回のアリーナ建設によりまして、低利用地の利用を活性化して、私が住むマンションの前には、アリーナへ向かう動線の道路が計画をされております。低利用地が活性化して人が増えてにぎわいが生まれることで、川崎駅前が活性化されるということがある反面、騒音被害でしたり、プライバシーの侵害、破壊行為、迷惑行為などの被害が発生されることを想像しております。人々の往来が増えることで、住環境の悪化があるということをおそれておりまして、今回評価を改めて行っていただきたいと願っております。

先日意見書を出させていただいたのですが、3点出させていただいておりまして、マンションの敷地内のごみのポイ捨てが増えることと、家の中をのぞかれてしまうプライバシー侵害の懸念、また、マンション設備に破壊が及ぶという3点について意見を出させていただいたのですが、そちらに関して、未然に被害発生を防ぐ対策を講じていただきたく、意見を申し上げさせていただいております。ですが開発行為者様からの回答について、未然に被害発生を防ぐという旨の回答をいただけなかったもので、今回御回答を不十分に感じております。

公述が3回にわたって予定されておりますので、先ほど申し上げた3点について、1つずつ意見を述べさせていただきたいと考えております。

まず、最初に述べさせていただきましたマンション敷地内のごみのポイ捨てが増えることについてですが、アリーナの建設によりまして人流が増えることで、マンション周辺にも人通りが増えます。ごみのポイ捨てをされてしまい、マンションのベランダ、敷地内、植栽の中にごみを捨てられてしまうことが想像されます。住んでいる住居に頻繁にごみが投げ捨てられてしまうのは、住民にとって相当な苦痛になってしまうものと想像ができます。

また、硬い瓶などを投げ捨てられてしまい、窓ガラスが破壊をされてしまうようなことがありましたら、中で居住している住民の生活も脅かされることになってしまいます。私が居住するマンションの寝室では、窓際で眠らざるを得ない間取りになっているのですが、睡眠中に硬いものを家に投げられまして、例えば瓶などが投げられまして、窓ガラスが割れ、ガラスなどが刺さってしまったことが起こってしまうかもしれません。例えばそのようなことになってしまったとして、先日出させていただいた意見の中では、被害が発生した際には、警察への連絡との対応を検討すると開発者様の回答をいただいているのですが、こちらに関しては事後対応となってしまいます。被害が発生した後の対応でなく、未然に被害発生を防ぐための対策を講じていただきたく、改めて意見を述べさせていただきたいと思っております。

私としましては、提出した意見として動線計画の見直しというのを意見として出させていただいておりまして、マンション前に人が通行しないように動線計画を見直していただき、被害の発生を防いでいただきたいと考えております。具体的には、マンション前を通行しないように、今回のアリーナには歩行者デッキというものを建築をしていただき、メインの動線として設けてくださっているということですが、アリーナへの

往来をその3階の歩行者デッキのみに限定をしていただき、3階の歩行者デッキから1階へ下りる階段等も今回計画されておりますので、その1階へ下りる階段の廃止をしていただき、アリーナへ行く動線を全て3階の歩行者デッキに集約をしていただければ、マンション周辺の人の往来が減るのではないかと考えております。

また、新設道路の方に横断歩道も設置されることが計画されているかと思います。ですが、その横断歩道は移動というよりは廃止、設置をしないということも検討していただきたいと考えております。新設道路を今回計画されておりますが、そちらを人が横断することで、やはりどうしてもマンション周辺に人の滞留が増えてしまいます。今回横断歩道の設置をしないということも検討していただき、人の往来を防ぐということも検討していただきたいと思います。

以上、述べさせていただいた意見によりまして、マンション周辺に人流が及ぶことを減らし、ごみの投げ捨てを防ぎ、騒音や迷惑行為の発生を防ぎたいと考えております。

京急川崎駅と多摩川との連携というのは、非常に魅力的なものもあるかと思います。にぎわいが増え、地域が活性化するかと思いますが、その周辺で住んでいるマンションの住人については、活性化というよりは、静かに安心して暮らしたい方の方が多いんじゃないのかなと思っております。

ぜひ、動線計画の見直しをしていただきまして、地域の住民の生活のことも改めて考えた上での計画をしていただきたいと思いますと考えております。

第1公述は以上となります。ありがとうございました。

○議長　ありがとうございました。以上をもちまして、第1公述を終了いたします。

ここで、指定開発行為者の見解準備のために30分間の時間を取ります。指定開発行為者の方は、第1次公述に対する意見を述べていただく準備をお願いします。

それでは、再開は11時4分といたします。よろしくお願いします。

午前10時34分休憩

第 2 次 公 述

○議長 それでは、これより第2次公述を始めます。初めに、指定開発行為者の方から10分以内で、公述人の第1次公述に対する意見を述べてください。お願いします。

○指定開発行為者B 株式会社ディー・エヌ・エーのBと申します。

指定開発行為者を代表しまして、回答させていただきたいと思います。

このたびは、我々の事業計画につきまして、大変御心配をおかけして申し訳ございません。

また、度重なる貴重な御意見をいただきまして大変感謝しております。

本日いただいた御意見に対して改めて御回答をさせていただければと思います。

まず、繰り返すにはなりますが、主動線の考え方についてですが、本事業におきましては、再開発事業と連携して、京急川崎駅側からアリーナ敷地まで接続する歩行者デッキを整備する計画でございます。隣接再開発事業竣工後のアリーナ動線につきまして、計画建築物3階の出入口から歩行者デッキを経由する動線を主に利用する計画としております。その際、歩行者デッキを通行する通行人からマンション側への視線に対しましては、当事業のデッキ側に対策を検討してまいりたいと考えております。

ただ、隣接再開発事業の竣工前におきましては、計画建築物の1階から出入りする動線を利用する計画としておりますが、隣接再開発事業竣工前のメインアリーナにおける興行開催時におきましては、興行内容に合わせて、交通整理員等を配置して適切な誘導を行いたいと考えております。

一番御心配されている来場者における道中のマナー遵守につきましては、興行主催者及び来場者に対して、近隣住民の方に迷惑をかけないように周知徹底を図り、場合によっては経路途中に交通整理員、警備員等の配置も検討して、発生は未然に防いでいきたいと考えております。

しかしながら、万が一、興行起因によって、先ほどお話しいたいたようなベランダへのポイ捨てですとか、ガラスの破損等の設備等の破損の事象が発生した場合には、興行主催者において適切に対応させていただきたいと考えております。

本日いただいた御要望の、あと追加の2点ですが、横断歩道の廃止及び道路整備計画の変更に関しましては、こちらは当事業では無く、川崎市さんが主体となって、再開発事業で整備されていくものと考えておりますので、当事業にて差配できる内容ではないことは御理解いただきたいと思います。思っております。

ただし、この計画につきましては、アリーナのみならず、周辺住民の皆様にも円滑して通行していただく計画と理解しておりますので、こちらは理解いただければと思います。

また、階段等を廃止する御要望をいただきましたが、こちらはアリーナ利用時だけの階段ではないということを御理解いただきたく、施設計画上こちらを廃止するということは今のところできないと考えております。

こちらの主動線につきましては、駅側への主導線は、あくまでデッキを利用していたけるように考えておりますので、興行時には、この階段をできるだけ利用しないよう

な誘導をすることで、1階に人流が集中しないような対策を取らせていただきたいと考えております。

以上ではございますが、今回のアリーナ事業につきましては、周辺の皆様に対しては少なからず影響はあると考えておりますが、我々事業者は、近隣の皆様にも末永く愛されるアリーナであるということを目指して計画をしてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解のほど、いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、ここで公述人の公述準備の時間として10分間の時間を取ります。公述人の方は、公述の準備をお願いします。

再開は、11時20分からといたします。

なお、公述人の方は、第2次公述以降を行わない場合は、この間にお申し出ください。では、よろしくお願いします。

休憩午前11時10分

再開午前11時20分

○議長 ただいまから、再開いたします。

先ほどの、指定開発行為者の見解に対する御意見の公述を、公述人から5分以内でお願いいたします。第2公述では、終了1分前にベルを1回、終了時に2回鳴らします。公述途中であっても時間になりましたら、終了していただきます。

それでは、A様、お願いします。

○公述人A 先ほど、御説明いただきましてありがとうございます。

興行参加者への注意の呼びかけをしていただけると、あとは適宜整備員の方を配置していただけるというソフト面での御対応を御説明いただきまして、また私の方で申し上げさせていただいておりますハード面での御対応についても、改めて御検討していただければ幸いに思います。物理的に人流が増えることが予測されますので、呼びかけも、もちろん効果があるかと思いますが、人流を改めてコントロールをしていただけるような建築物の計画等を御検討していただきたいと思いますと思っております。

冒頭に申し上げましたとおり、3つ意見を申し上げさせていただいております。先ほどは1点目の御意見をさせていただいたんですが、次、2点目の意見を第2公述でさせていただきますと思っております。

家の中をのぞかれてしまうプライバシー侵害についても懸念をしております。興行の際、またアリーナへ向かわれる人が増えてしまわれる際に、マンションの周辺に人通りが増えることが予想されております。もう人の通りの真横に窓がありまして、すぐに家の中をのぞけるような状態になっております。今後やはり人が増えることで、誰かに家をのぞかれてしまうのではないかとこのことを危惧しております。プライバシーを守るために住民ができることは、カーテンを閉め切った状態で生活することとなってしまいますが、人が通らないように、人流を増やさないようにしていただき、プライバシーの保護についても御検討していただければと思っております。

また、人通りが増えることで、窓から人がたくさん押し寄せる光景が目に見えますので、相当な圧迫感、恐怖感というのも発生してまいるかと思っておりますので、やはりプライ

バシーの保護ということも御検討していただきたいと考えております。

私といたしましては、物理的に視界を遮断する、また人を近づけないための防御柵ないし防御壁のようなものを設置していただくことを御検討していただければと考えております。地域住民の方の居住空間と、アリーナへ向かわれる歩行者が通行する通路、その間を防御壁ないし防御柵等で隔てていただき、歩行者とマンションの居住スペースとの距離を物理的に隔てていただけるようなものを設けていただければ、住んでいる住民の恐怖感、圧迫感の低減につながるのではないかと考えております。

ぜひ、アリーナ建設におきまして、住民の恐怖感についても御対応していただけるような設備計画等を実施していただければと思っております。

意見は以上になります。

○議長 ありがとうございます。以上をもちまして、第2次公述を終了いたします。

ここで、指定開発行為者の見解取りまとめ準備の時間を10分間取ります。指定開発行為者の方は、公述人の第2次公述に関する見解について、発言の準備をお願いいたします。

11時35分から再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時25分休憩

第 3 次 公 述

○議長 それでは、これより、第3次公述を始めます。

初めに、指定開発行為者の方から5分以内で、公述人の第2次公述に対する見解を述べてください。お願いします。

○指定開発行為者B 先ほどの見解に対しまして一部御理解いただきましたことにつきましては、感謝申し上げます。ありがとうございました。

第2公述でいただいた御質問について回答させていただきたいと思います。御指摘いただきました家の中のプライバシー保護の検討ということと、あとそれに伴った防護壁等の物理的な対応というような御要望をいただきました。まずこちらに関しましては、先ほどの回答と繰り返しになる部分がございますが、万が一、興行起因によってプライバシーを侵害するような行為があった場合につきましては、又ありそうな気配を感じたときにつきましては、警備員や交通整理員から注意喚起を促すというようなことで、あらかじめ未然に防ぐというような対応を取らせていただきたいと考えております。

また、御要望いただきました物理的な防護壁等の設置につきましては、我々が想定できる位置としましては、歩道上に設置する場合とマンションの敷地内に設置する場合と2つあると考えております。

まず、道路上つまり歩道上に防護壁等を設置するという行為につきましては、公共施設の一部に設置することになると思いますので、設置に向けた検討は、厳しいと考えております。

また、マンション敷地内の設置を想定した場合には、共用部であり、管理組合の資産になると思われますので、こちらも現時点で、我々の方から積極的に設置を促すというところにつきましては、基本的にはできないと考えております。実際にまだ事象が発生しているわけではございませんし、先ほど申したとおり、プライバシー保護に関しましては、あくまで未然に防ぐ対策を取らすことで検討させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、ここで公述人の、公述準備の時間として10分間の時間を取ります。公述人の方は、指定開発行為者の第3公述に対する御意見の公述の準備をお願いいたします。

なお、公述はこれが最後となり、これ以降の公述、見解説明はございませんので、それを踏まえての御意見の取りまとめをお願いいたします。

再開は、11時49分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩午前11時39分

再開午前11時49分

○議長 ただいまから再開いたします。

先ほどの指定開発行為者の第3次公述に対する御意見の公述を、公述人から5分以内

でお願いいたします。第3次公述では、終了1分前にベル1回、終了時に2回鳴らします。公述途中であっても、時間になりましたら終了していただきます。

なお、先ほど申し上げたとおり、公述はこれで最後となり、この以降の公述、見解説明はございませんので、それを踏まえての御意見の公述をお願いいたします。

それでは、A様、お願いいたします。

○公述人A ありがとうございます。第1、第2公述におきまして、動線計画の見直しでありましたように、防御柵の設置でありましたり、あとは3階の歩行者デッキからの階段の廃止でしたり、ハード面での意見を述べさせていただいたんですが、難しい回答をいただいているということで、非常に安心して暮らすには、ソフト面での対応以外なく、不十分ではないのかなということは懸念をしております。ぜひ責任ある形で、ハード面で物理的に住民が安心して暮らせるような計画の見直しというのを願っております。

第3公述におきましては、冒頭で伝えさせていただきましたとおり、3つ目の意見に関してまた改めて述べさせていただきたいと思っております。

マンション設備の破壊に関して懸念をしております、そちらに対しての未然に防ぐという形での御対応を御検討いただけないかと意見をさせていただきました。どうしても人流が増加することによりまして、居住地域、周辺地域で人が増えることで、居住施設への破壊でしたり、住居侵入など以外にもあるかと思うんですが、犯罪行為が起きたり、あとは先般Kアリーナの方でも刃物を使った事件がありました。御自身で行われたことということでしたが、場合によっては、そういった刃物による事件ということも起こってしまうのではないかなということも懸念をしております。そのような場合になったとして、被害が発生した際に、警察への連絡を検討してくださるという事後の対応の御回答を先日の意見書で指定開発行為者様からさせていただいたんですが、やはり未然に防ぐ形での御対応というのを改めて御検討していただきたく、意見をさせていただきます。

私といたしましては、犯罪被害の防止のためにですね、常駐で警備員の配備をして見回り防犯等をしていただくことが必要かなと思っております。駅前本町に関しては、エリアもそこまで広くないので、常駐で見回りをしていただければ、そういった犯罪被害というのも防ぐことができるのかなと考えております。ぜひ、興行があった際、臨時的に警備員を配置されるのではなく、常駐で見回り等の警備をしていただくことを願っております。

これまで、第1、第2、第3公述で様々な意見を述べさせていただきましたが、対策を十分に施していただけない場合は、住居の安全性の確保というのを難しく感じております。場合によっては、引っ越しをせざるを得ないことも考えております。その場合には、あらゆる損失や苦痛等が伴うと考えておりますので、ぜひそういったことが起こらないように、未然に安心して暮らせる今の町の状況というのを崩さないように、アリーナの建設等をしていただければと思います。

私は、現在の計画におきまして、アリーナがこのまま建設されることには反対をしております。恐らく私も含め地域住民が泣き寝入りするような開発に、このまま進むとなってしまうのではないかなと思っております。安全な生活が損なわれないような計画等を

進めていただくことを願っております。

私の公述は、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

○議長 ありがとうございました。以上で、第3次公述が終了いたしましたので、これを持ちまして、本日の公述は全て終了いたしました。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の会議録は、市が案を作成し、後日公述人と指定開発行為者に送付して、内容確認と修正をお願いいたします。確定した会議録は、冒頭で申し上げたとおり、川崎市環境影響評価審議会に審議資料として提出いたします。

また、市が条例環境影響評価準備書について環境の保全の見地から審査して条例環境影響評価審査書を作成するときの資料といたします。

なお、会議録は、個人名を伏せた上で、市のホームページで公開する予定でございます。今後の審議会での審議、審査の経過もホームページで公表してまいります。

これを持ちまして、「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」に係る条例環境影響評価準備書等に関する公聴会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

午前11時55分閉会